## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年6月28日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 浅野弥史

記

## 1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 環境部 廃棄物指導課

こども未来部こども未来課、いずみ保育園、あたご保育園

まちづくり政策部 まちなみデザイン課、公園緑地課

都市整備部 道路維持課

- (2) 監査の期間 令和5年5月1日から令和5年6月27日まで
- (3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

ア 定例監査

| 部課等名               | 監査の結果        |
|--------------------|--------------|
| 環境部<br>廃棄物指導課      | 指摘する事項はなかった。 |
| こども未来部<br>こども未来課   | 指摘する事項はなかった。 |
| こども未来部<br>いずみ保育園   | 指摘する事項はなかった。 |
| こども未来部<br>あたご保育園   | 指摘する事項はなかった。 |
| まちづくり政策部 まちなみデザイン課 | 指摘する事項はなかった。 |

| まちづくり政策部        | 指摘事項                                |
|-----------------|-------------------------------------|
| 公園緑地課           | 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置       |
|                 | を講じられたい。                            |
|                 | 1 業務委託契約事務において、次のようなものがあった。         |
|                 | (1) 業務実施伺の決裁日より、予定価格調書の決裁日が早いもの     |
|                 | ・ 霞城公園(二ノ丸土塁)雑草刈払い等業務               |
|                 | (2) 山形市物品及び業務委託指名競争入札参加者審査委員会で認     |
|                 | 定された履行期間と、契約書の委託期間が異なっているもの         |
|                 | · 鈴川公園清掃管理等業務(長期継続契約)               |
| 都市整備部           | 指摘事項                                |
| 道路維持課           | 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を      |
| YE PUMP 1 O BAK | 講じられたい。                             |
|                 | 1 業務委託契約事務において、契約締結後情報が市ホームページ      |
|                 | に公表されていないものがあった。                    |
|                 | <ul><li>放置自転車対策業務(長期継続契約)</li></ul> |
|                 | ・ 七日町周辺区域自転車整理及び指導業務(長期継続契約)        |

## イ 行政監査

| 部課等名                  | 監査の結果          |
|-----------------------|----------------|
| 環境部<br>廃棄物指導課         | 該当する監査項目はなかった。 |
| こども未来部 こども未来課         | 該当する監査項目はなかった。 |
| こども未来部<br>いずみ保育園      | 該当する監査項目はなかった。 |
| こども未来部<br>あたご保育園      | 該当する監査項目はなかった。 |
| まちづくり政策部<br>まちなみデザイン課 | 該当する監査項目はなかった。 |
| まちづくり政策部 公園緑地課        | 指摘する事項はなかった。   |
| 都市整備部 道路維持課           | 該当する監査項目はなかった。 |

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に 行われているかを主眼として監査を実施した。

## (7)監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。